

総合計画（後期）序論・基本構想 見直し概要

序論

（全体）現状や社会潮流により、時点修正を行った。

さらに、1月のアンケート結果を反映し、文言や表現の再確認を行った。

P2 第1章 第1節 策定の趣旨

現在の厳しい社会情勢の中で、総合計画の策定の趣旨・役割を明示した。

概要は「厳しい状況の中、総合計画の役割も、限られた行政資源を活用しながら、戦略的な経営指針へと性格を変えつつ、夢を共有しながら、力を合わせて、市民満足度を最大限に高めることを目指す必要がある。」となる。

P3 第1章 第2節 計画の構成と期間

文言や表現を見直し、端的な表現と変更した。

P4～8 第2章 第1節 東近江市の概況

文言や表現の見直しと、グラフの内容を直近のデータに置き換える等も含む、時点修正を行い、出来る限りコンパクトにまとめた。

P9～10 第2章 第2節 私たちを取り巻く社会潮流

文言や表現を見直し、出来る限りコンパクトにまとめた。その中で、「地方分権と協働のまちづくり」では、H22.6 地域主権戦略大綱の閣議決定を謳い、自主・自立の視点にたった分権時代の取り組みと進める必要があると記載した、

また、「少子高齢社会での安全・安心なくらし」では、今回の大震災に対応して深刻な自然災害や複合的な災害の発生やエネルギー問題の文言を追記した。「地球規模での環境問題と心豊かな暮らし」では、低炭素型社会の構築の文言を追記した。

P10 第2章 第3節 広域的な連携

前期計画では、「広域計画等の動向」として、「国・滋賀県の計画の概要」と「広域的な連携」を記載していたが、自治体の自己決定・自己責任による行財政運営が求められていることから、「国・滋賀県の計画の概要」を削除し、第3節を広域的な連携のみを記載する。

P11～14 第2章 第4節 まちづくりアンケートに見る市民意向

昨年度実施したアンケートに差し替えた。

「東近江市の住みごこちのH18 とH23 の比較」「まちづくりで重要度が高く、満足度が低い項目」「行政改革への取り組み」「まちづくりに参加できること」を記載した。

P15～18 第3章 まちづくりの課題

基本方針の6本柱と、行財政改革との、併せて7項目に分類した。

内容は、アンケート等の内容を含ませ、文言の加除訂正を行った。

「地域特性の発揮」「情報提供や市民の声を聴く機会の充実」「自然災害や複合的な災害」「地域福祉のネットワーク」「商店街の活性化」「公の施設改革」などを課題として整理した。

基本構想

(全体) 基本的には内容を引き継ぐが、時点修正や希望都市づくり行動計画とシンポジウムを踏まえ、修正を行った。

P20 第1章 第1節 東近江市の歴史

シンポジウムより「近年では、福祉、農業、民芸、環境、伝承文化などの分野において、また、時には分野を越えて、多様、多彩な市民活動が繰り広げられています。」を追記した。

P21 第1章 第2節 広域的な視点から見た展望

「三重県方面への道路整備」を「石樽トンネルの開通」に修正した。

P21 第1章 第3節 魅力ある都市への可能性

シンポジウムより「異分野の多様な取り組みが、点から線に繋がることによって、融合し広がり、新たな価値や発想が生まれる地域となる将来性をもっています。」を追記した。

P22～27 第2章 基本理念と将来像

第3章 将来人口の見通し

第4章 将来の都市構造

時点修正や、文言や表現の修正を行う。25 ページ 25・26 行については、シンボリック施策の削除に伴い、削除する。

P28～30 第5章 まちづくりの基本方針

希望都市づくり行動計画の「安心の三重奏」により、第3節・第4節のサブタイトルを変更した。

第3節「誰もが安心して笑顔で暮らせる 生きがいの森」

第4節「安心して子育てでき、子どもが元気に育つ 学びの森」

「環境への負荷をできる限り少なくする」「新たな地域資源を創造する」「震災による課題」「各産業間のネットワーク化」「農産物の東近江ブランド化」「中小企業への支援」「戦略的な観光振興」「中部圏との交流強化」「地域情報化の推進」などを基本方針に加えた。

P31 第6章 基本構想推進にあたって

第1節 「地域資源の活用」「地域の絆の再生支援」、

第2節 「公債費や管理費の削減、公共事業の優先度による実施」を加えた。

また、財政推計を掲載予定。(記載方法が財政推計完成後検討)

【異動する項目】 序論 第2章 第5節「まちづくり懇話会の提言」(現総合計画 P14)

基本構想の策定資料として、巻末資料編へ移動する。

【削除する項目】 序論 第2章 第3節「広域計画等の動向」①国・滋賀県の計画の概要(「 P10)

地方分権改革が進み地方自治体を取り巻く環境が大きく変化しており、自治体の自己決定・自己責任による行財政運営が求められていることから、国・県等の個別の広域計画については削除する。

基本構想 第6章 シンボリックな施策(現総合計画 P32)

下記理由により削除する。

- ① シンボリックな施策は、各基本方針(6本柱)に計上されており、重複計上となっている。後期基本計画は、各基本方針(6本柱)の施策の整合性と、基本方針間の施策の重複計上を見直し、シンプルで分かりやすい計画となるよう検討している。
- ② 後期基本計画では、各施策に優先度を記載する予定である。よって、シンボリックな施策を標記すると、指標が二つとなり、その優先度が明確にならない。